

インターネット上の誹謗中傷対策の動向について

1. 大阪市におけるこれまでの取組み（令和3～4年度の周知啓発・削除要請依頼等の動きを中心に）

(1) 啓発等

- ① 大阪市人権啓発情報誌「KOKORO ねっと」
インターネット上の人権問題をテーマとした記事を掲載し、一般又は市内小学校へ配付
 - ・ 令和3年度 第47号 インターネットによる誹謗中傷
第48号 インターネットの使い方（小学生対象）
 - ・ 令和4年度 第49号 インターネットでの誹謗中傷やプライバシー侵害で困ったとき
どうすればいいのか
第50号 インターネットの使い方（小学生対象）
- ② 大学連携ポスタープロジェクトによる啓発ポスター掲示
 - ・ 大学との連携により、学生ならではの発想を活かした市政ポスター作成の取組として、「インターネットにおける人権侵害」をテーマとした啓発ポスターを作成⇒Osaka Metro 主要駅に掲示（令和4年9月）
- ③ 映画等ポスターとのコラボレーションによる啓発ポスター掲示
 - ・ 民間企業とのタイアップにより、テレビドラマ「両刃の斧」とコラボレーションした「インターネットにおける人権侵害」をテーマとした啓発ポスターを作成⇒本市関係施設に掲示（令和4年11月）
- ④ 企業人権啓発
 - ・ 令和3年度 人権啓発スキルアップ講座を実施
「インターネットと人権侵害～守ろう人権、守ろう職場～」
佐藤 佳弘 株式会社情報文化総合研究所代表取締役
- ⑤ 職員研修
 - ・ 令和3年度 管理者層人権問題研修
選択テーマとして「インターネットの広がり新たな差別問題」を設定。
鈴木 謙介 関西学院大学准教授
 - ・ 令和4年度 管理者層人権問題研修
選択テーマとして「ネット社会が抱える人権問題と対策について」を設定。
森井 昌克 神戸大学大学院教授
- ⑥ 市ホームページ及びLINE
 - ・ 市HP：「インターネットにおける人権侵害」
「インターネットでの情報発信について（ご注意）」
 - ・ LINE：継続的に啓発を配信（令和4年11月末現在登録者数 1,131人）

(2) 削除要請依頼

インターネット上の人権侵害事象についての市民等からの通報があった場合には、人権啓発・相談センターで内容確認を行ったうえで、人権擁護上問題があると判断したものについて、大阪法務局に対し当該サイトのプロバイダ等への削除要請の依頼を行った。

- ・ 大阪法務局を通じた削除要請依頼

令和3年度 5本、令和4年度 12本（令和4年12月末現在）

※ いずれも、動画投稿サイト（YouTube）にて、大阪市内の一部地域をいわゆる同和地区であるなどと示す動画

2. 大阪市における新たな取組み（予定）

(1) 名称

「インターネット上での誹謗中傷等による被害者支援事業」

(2) 目的及び概要

- ・ プロバイダへの削除要請、発信者情報開示請求に関する非訟手続、削除請求の仮処分手続等について、一般的な認知度が低いと考えられる。
- ・ また、被害者が専門的知識を持つ弁護士へ相談するには、一定の心理的・経済的なハードルがある。
- ・ そこで、本市独自の取組みとして、インターネット上での人権侵害を受けた被害者が、被害解消の第一歩として、採り得る対処方法等について検討いただけるよう、専門知識を有する弁護士への相談費用の支援を主な内容とした事業を実施する。

<参考：大阪府における取組み>

- (1) 「大阪府インターネット上の誹謗中傷や差別等の人権侵害のない社会づくり条例」の制定

令和4年4月 条例施行

(※条例の概要については別紙参照。第45回人権審において報告済み)

- (2) 「大阪府インターネット上の人権侵害の解消に関する有識者会議」の動向

設置年月：令和4年5月（外部有識者5名）

設置目的：インターネット上の誹謗中傷等の人権侵害の防止及び被害者支援等に関する実効性のある施策についての意見を聴取する。

《第5回有識者会議における施策の方向性（概要）》

- ① 教育・啓発活動の一層の推進
- ② 相談事業・被害者支援策の充実
- ③ 人権侵害情報への対応
- ④ 国への提案